

## ■ 令和8年度 扶養家族資格調査へのご協力をお願い

ホンダ健康保険組合では、健康保険法に基づき、被扶養者（ご家族）の資格確認調査を毎年実施しています。被扶養者として認定されている方が引き続き扶養認定基準を満たしているか確認するため、対象となる方には調査へのご協力をお願いいたします。

### ■ なぜ調査を行うのか？



健康保険の被扶養者として認定されるためには、

- ① 主として被保険者の収入によって生活していること
- ② 収入が健康保険組合の定める基準額未満であることなどの条件を満たす必要があります。

扶養家族は、保険料を徴収されることなく健康保険の給付を受けることができる、特別な加入者です。適正な保険制度運営のため、毎年資格調査を実施しています。

### ■ 調査対象となる方

次のいずれかに該当する被扶養者が対象となります。調査対象となる方には個別に案内が届きます。

- ① 給与・公的年金以外の収入がある方  
（自営業/不動産収入/株式配当/私的年金など）
- ② 配偶者・実子・養子以外の被扶養者
- ③ 所得情報が確認できなかった方
- ④ その他、健康保険組合が確認が必要と判断した方



調査回答期間

令和 8年 9月24日（木）～10月30日（金）



調査の結果、被扶養者の認定基準を満たさない場合は、**扶養削除手続き**を行っていただきます

## ■ 回答方法について



WEB検認システム「**iBss**」を利用して回答していただきます。

システムの利用に関しては、案内に同封されるリーフレットをご確認ください。

なおこのシステムは、スマートフォン・パソコンのどちらでも利用できます。



## ■ 扶養から外れる主なケース

次のような場合は、調査の有無にかかわらず速やかに**扶養削除手続き**が必要です。

- 就職し勤務先の健康保険へ加入した
- 収入が基準額を超えた
- 被保険者による生計維持の実態がなくなった
- 婚姻や離婚などにより扶養関係が変わった

## <ご参考：収入基準額>

| 区分                | 基準                                            |
|-------------------|-----------------------------------------------|
| 60歳未満             | 年収 <b>130</b> 万円 未満 かつ 月収 <b>108,334</b> 円 未満 |
| 60歳以上・障がい者        | 年収 <b>180</b> 万円 未満 かつ 月収 <b>150,000</b> 円 未満 |
| 19歳以上23歳未満（配偶者除く） | 年収 <b>150</b> 万円 未満 かつ 月収 <b>125,000</b> 円 未満 |

**回答期限までに回答または必要書類の提出がない場合は、健康保険法施行規則に基づき、健康保険組合の指定した日付(11/1)より**資格が無効**となります。**



<無効となった場合、各種制度は利用できません>

- ・医療機関を受診した場合は、無資格受診となり、医療費の返還が必要になります
- ・健康診断を受診した場合は、健保補助の対象外となり、全額自己負担となります
- ・個人ポータルサイト「MY HEALTH WEB」のポイント付与対象外となります



## 提出書類＜例＞

対象者の続柄、収入の種類、扶養状況、などにより提出書類は異なります。必要書類の詳細は送付するご案内やiBssログイン後にご確認のうえ、ご用意ください。

| 収入の種類                | 必要書類                           | 備考                                                                                                                                                         |
|----------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全員                   | 令和8年度所得証明書                     | <ul style="list-style-type: none"><li>・金額表記が「***」や「文言のみ」のものはNG</li><li>・退職等により前年の給与収入が現在にはなくなっている場合は退職証明書等が必要</li><li>・令和8年1月1日時点または現在海外居住者は提出不要</li></ul> |
| 給与                   | 直近3ヵ月の給与明細                     | <ul style="list-style-type: none"><li>・複数の勤務先がある場合はすべての勤務先について提出が必要</li><li>・紛失や未発行の場合は給与支給額証明書(健保所定)の様式にて提出</li></ul>                                     |
| 公的年金・私的年金            | 最新の年金振込通知書                     | <ul style="list-style-type: none"><li>・令和8年1月以降に発行されたもの</li></ul>                                                                                          |
| 営業収入・雑収入等<br>(個人事業主) | 令和7年分確定申告書一式<br>収入額申告書(健保所定)   | <ul style="list-style-type: none"><li>・年間売上－売上原価＝収入 とみなす</li><li>・売上原価は控除対象、その他の経費は収入額に含む</li></ul>                                                        |
| 不動産収入                | 令和7年分確定申告書一式<br>収入額申告書(健保所定)   | <ul style="list-style-type: none"><li>・経費は収入額に含む</li></ul>                                                                                                 |
| 農業収入                 | 令和7年分確定申告書一式<br>収入額申告書(健保所定)   | <ul style="list-style-type: none"><li>・種苗費・素畜費は控除対象、その他の経費は収入額に含む</li></ul>                                                                                |
| 株式配当金                | 令和7年分確定申告書一式<br>特定口座年間取引報告書 など |                                                                                                                                                            |



## よくある質問

| 区分   | 質問                                 | 回答                                                                      |
|------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 調査   | 調査の案内はいつ届きますか？                     | 対象となる方には9月中旬より事業所経由にて、順次ご案内をお送りします。                                     |
|      | 調査の回答は必ず必要ですか？                     | はい。調査の対象となった場合は、必ず回答および必要書類の提出をお願いします。期限までに回答がない場合、資格が無効となります。          |
|      | iBssのログイン方法がわかりません。                | ご案内に同封いたしますリーフレットをご確認ください。<br>不明な場合はリーフレットに記載の問い合わせ先にご連絡ください。           |
| 調査対象 | 収入が基準額未満でも調査の対象になることはありますか？        | はい。所得情報の確認が出来ない場合や、ホンダ健保が必要と判断した場合は、調査の対象となります。                         |
|      | 別居している親を扶養に入っていますが、調査の対象になりますか？    | はい。配偶者・実子・養子以外の方は、原則調査の対象です。                                            |
|      | 調査対象ではない場合、このまま加入していて良いですか？        | 調査の有無にかかわらず、認定基準を満たさなくなった場合は扶養削除手続きが必要です。収入金額などの認定条件をご確認いただき、対応をお願いします。 |
| 提出書類 | 調査に必要な書類は何ですか？                     | 対象者や収入の種類により異なります。3ページに一例を掲載しています。<br>詳細は送付するご案内やiBssログイン後にご確認いただけます。   |
|      | 提出した書類に不備があった場合はどうなりますか？           | iBssに登録したメールアドレスへご連絡します。<br>案内に従い、期限内にご対応ください。                          |
| 扶養認定 | パート勤務の配偶者が年金を受給していますが年金は収入に含まれますか？ | 継続性(年1回以上)があり生活費に充当できるものはすべて収入に含まれるため、年金も該当します。基準額は2ページをご確認ください。        |
|      | 扶養から外れた場合、どうなりますか？                 | 扶養から外れた日以降の医療費や健康診断費用は全額自己負担となります。<br>また、国民健康保険等への加入が必要です。              |